

こども家庭科学研究費補助金等取扱規程第3条第8項及び同条第10項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて  
(令和5年4月3日こ成母第6号母子保健課長決定)

## 1 趣旨

こども家庭科学研究費補助金等取扱規程(令和5年こども家庭庁告示第10号。以下、「取扱規程」という。)第3条第8項及び同条第10項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。

## 2 取扱規程第3条第8項の規定による特定給付金の取扱い

取扱規程第3条第8項の規定による特定給付金とは、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて」(令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)において定義される競争的研究費として省庁等により交付される給付金とする。

<内閣府ホームページ 競争的研究費制度>

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 3 取扱規程第3条第8項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い

取扱規程第3条第8項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

## 4 取扱規程第3条第10項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い

取扱規程第3条第10項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められ、当該事業を行ったこと若しくは他の者が共同で行ったこと又は当該不正を共謀した

ことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間第2項の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。